

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 3－共通事項－7 (2)ト	第 2 編 3－共通事項－7 (2)ト	酒類の原料として取り扱わない物品に二炭酸ジメチルを加えた。